



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名	ダイニック株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 大石 義夫
コード番号	3 5 5 1 (東証一部)
本店所在地	京都市右京区西京極大門町 26 番地
東 京 本 社	東京都港区新橋 6-17-19
問 合 せ 先	専務取締役 総務兼人事部門統括 氏名 湊 正 晴 TEL 03-5402-1811 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 151 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条 (目的) に目的事項の追加および修正を行うものであります。
- (2) コーポレートガバナンス強化の一環として取締役の経営責任を明確化し、経営環境の急激な変化に、より迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 19 条 (任期) につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 期末配当金の受け取り期間を延長し、株主の皆さまの便宜を図るため、現行定款第 38 条 (配当金の除斥期間) を、2 年から 3 年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上

【別紙】 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 5. (条文省略)</p> <p>6. <u>ボウリング場その他各種遊技・運動・娯楽センターの経営</u></p> <p>7. ～17. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>18.</u> (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満2年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 5. (現行どおり)</p> <p>6. 各種運動施設等の経営</p> <p>7. ～17. (現行どおり)</p> <p><u>18. 発電および売電に関する業務</u></p> <p><u>19.</u> (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

以 上